

刑事訴訟法 (配点 40 点)**【問題】**

以下の【事例】を読み、【設問】に答えよ。

【事例】

Xは、複数の共犯者とともに、関東及び甲信越地方にかけて自動車で広域を移動しながら連続して窃盗事件を起こす窃盗犯グループの一員であるとして、捜査の対象となっていた。本件捜査の継続中Xらは、警察官による捜査を強く警戒しており、ETCレーンを強行突破するなどして高速道路を利用し、広域的に移動していたことから、尾行による方法ではXらを追尾することが不可能な状態にあった。そこで、警察官は、民間事業者のGPS位置情報通知サービスを利用し、公道上に停車していたXが普段使用している自動車の下部にGPS端末を磁石によって取り付けた。その際、Xらの承諾を得ることはなく、令状を取得することもなかった。また、警察内部で令状取得の必要性、可能性、取得すべき令状の種類等について検討したこともなかった。

警察官らは、右端末のバッテリー充電のため、3日から4日おきに公道上やX宅付近の月極め駐車場において、右端末の交換を行った。そして、6か月の間、上記サービスを利用してX車両のGPS位置情報を断続的に取得しつつ、その追尾を行った。本件捜査で使用されたGPSは、高い精度で位置情報を取得できるもので、警察官らがX車両を失尾した後も、GPSの位置情報を取得することで追尾することができる程度に正確な位置情報を示すものであった。実際に、X車両が公道上のみならず、商業施設駐車場、いわゆるラブホテル駐車場に所在した位置情報も複数回取得されていた。

平成30年12月24日、警察官らは、GPSで取得した位置情報を下に、Xらの窃盗の犯行現場に直行し、犯行を現認したことから、Xらを窃盗罪で逮捕した。本件犯行場所は、GPSの位置情報がなければおよそ探知しえず、犯行を現認することは不可能であった。

Xらは、窃盗罪の共同正犯で起訴され、検察官は、警察官がGPSの位置情報に基づいて本件犯行場所を特定した経緯についてまとめた捜査報告書の証拠調べを請求した。これに対し、Xの弁護人は、当該捜査報告書は違法なGPS捜査に基づいて得られた証拠であり、証拠能力が認められない旨の異議を述べた。

【設問】

【事例】中で警察官が行ったGPS捜査の適法性について検討しつつ、下線部の捜査報告書の証拠能力が認められるか論じなさい（但し、伝聞法則の問題点については論じなくてよい）。